

令和8年小牧市議会第3回定例会会議録

① 令和8年8月25日第3回市議会定例会（第1日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 清水隆宏	2 木村哲也
3 猪飼健治	4 黒木明
5 伊藤皇士郎	6 大上利幸
7 阿部哲己	8 余語智
9 佐藤早苗	10 山田美代子
11 安江美代子	12 谷田貝将典
13 諸岡英実	14 河内光
15 永井孝典	16 佐藤悟
17 鈴木裕士	18 星熊伸作
19 加藤晶子	20 小川真由美
21 小沢国大	22 石田知早人
23 河内伸一	24 小島倫明
25 舟橋秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	天野正基	副市長	笹原浩史
副市長	石川徹	教育長	中川宣芳
代表監査委員	梅村圭輔	市長公室長	駒瀬勝利
総務部長	長尾正人	地域活性化営業部長	落合健一
市民生活部長	小川真治	健康生きがい支え合い推進部長	永井政栄
福祉部長	江口幸全	こども未来部長	川尻卓哉
建設部長	堀場武	都市政策部長	舟橋朋昭
上下水道部長	三品克二	市民病院事務局長	竹田孝一
教育部長	矢本博士	監査委員事務局長	堀田幸子
消防長	高橋直人	市長公室次長	舟橋知生
総務部次長	古澤健一	地域活性化営業部次長	伊藤加代子

市民生活部次長	堀 田 正 二	健康生きがい支え合い推進部次長	高 木 晶 子
福祉部次長	山 本 格 史	こども未来部次長	野 田 弘
建設部次長	矢 澤 浩 司	都市政策部次長	川 島 充 裕
上下水道部次長	長 坂 裕	市民病院事務局次長	佐久間 修
教育部次長	長谷川 隆司	会計管理者	河 村 昌 二
副消防長	梅 田 俊 之		

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長	小 川 正 夫	議事課 長	松 宮 克 哉
書 記	舟 橋 紀 浩	書 記	伊 藤 愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

- 1 提出議案の報告
- 2 説明員出席要求者の報告
- 3 令和7年度小牧市健全化判断比率（報告第19号）
- 4 令和7年度小牧市資金不足比率（報告第20号）
- 5 令和7年度小牧市継続費精算報告書（報告第21号・報告第22号）
- 6 令和7年度小牧市水道事業会計継続費精算報告書（報告第23号）
- 7 令和7年度小牧市土地開発公社決算について（報告第24号）
- 8 令和7年度公益財団法人小牧市スポーツ協会事業報告及び収支決算について（報告第25号）
- 9 令和8年度公益財団法人小牧市スポーツ協会収支補正予算（第1号）について（報告第26号）
- 10 令和7年度一般財団法人こまき市民文化財団事業報告及び収支決算について（報告第27号）
- 11 第32期小牧都市開発株式会社事業報告及び決算について（報告第28号）
- 12 令和7年度小牧市内部統制評価報告書について（報告第29号）
- 13 小牧市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について（報告第30号）
- 14 専決処分について（報告第31号）
- 15 陳情受理の報告

議案及び請願審議

- 議案第84号 令和7年度小牧市一般会計歳入歳出決算
- 議案第85号 令和7年度小牧市土地取得特別会計歳入歳出決算
- 議案第86号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第87号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第88号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第89号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第90号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第91号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第92号 令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議案第93号 令和7年度小牧市病院事業決算
- 議案第94号 令和7年度小牧市水道事業決算
- 議案第95号 令和7年度小牧市下水道事業決算
- 議案第96号 小牧市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の制定について
- 議案第97号 小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第98号 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第99号 小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 小牧市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第105号 小牧市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補

- 償に関する条例及び小牧市特定教育・保育施設等における重大事故
検証委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 小牧市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定について
- 議案第111号 小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について
- 議案第113号 小牧岩崎山前調整池整備工事請負契約の締結について
- 議案第114号 小牧市農業公園の指定管理者の指定について
- 議案第115号 令和8年度小牧市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第116号 令和8年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 令和8年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第118号 令和8年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第119号 小牧市教育委員会委員の任命について
- 議案第120号 小牧市公平委員会委員の選任について

(午前10時00分 開会式)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまから令和8年小牧市議会第3回定例会の開会式を行います。

議長挨拶。

(舟橋秀和議長 登壇)

○議長（舟橋秀和）

皆様おはようございます。令和8年小牧市議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る8月13日に千葉県で発生した豪雨災害により、甚大な人的・物的被害が発生い

たしました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。現地の皆様の安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、8月19日には市内で今年5件目となる交通死亡事故も発生いたしました。ここにお集まりの皆様におかれましても、交通安全には十分御注意いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本議会に提出されます重要議案には、決算に関する議案も多く含まれております。決算は、市政1年間の総括であり、本議会は、予算がどのように使われ、どのような成果を生んだのかを検証する議会であり、市政の透明性と信頼性を確保する上でも極めて重要な責務を負う議会であります。

したがいまして、議員各位におかれましては、市民の視点に立ちながら、行政サービスがより一層効率的に運用されますよう、慎重に御審議いただきますようお願い申し上げます。

加えて、議案に真剣に向き合い、真摯かつ活発な議論を交わされることを御期待申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議会事務局長（小川正夫）

市長挨拶。

（天野正基市長 登壇）

○市長（天野正基）

本日、令和8年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、暦の上では処暑を迎え、暑さも峠を越す頃とされておりますが、なお厳しい残暑が続いております。今年の夏も熱中症への警戒が必要な状況が続きました。議員各位をはじめ市民の皆様におかれましては、引き続き体調管理に十分御留意いただきたいと思います。

また、アジア競技大会の本市での開催が迫ってまいりました。大会はスポーツを通じた交流の促進や地域の魅力発信につながる貴重な機会であります。

8月29日土曜日に尾張地区ルートの始まりの地として聖火リレーが小牧市内で開催されます。市民の皆様には大会の感動を共有していただけるよう、関係機関との連携を図りながら準備を進めるとともに、大会の成功に向けて取り組んでまいります。

9月19日土曜日には、小牧山史跡公園において、こまき信長夢夜会を開催いたします。戦国の歴史を今に伝える小牧山を舞台に、信長公ゆかりの地としての本市の魅力を、光や音、食を通じて広く発信する催しであります。併せて開催いたします小牧山薪能

におきましては、歴史ある小牧山の趣ある情景の下、伝統芸能である能の幽玄の世界を御堪能いただけるものと存じます。議員各位をはじめ多くの皆様に御来場いただき、秋の夜に映える小牧山の魅力に触れていただきたいと考えております。

それでは、今定例会に私から提案させていただきます議案は、令和7年度一般会計歳入歳出決算をはじめ37件であります。いずれも市政運営上、大変重要な案件ばかりでありますので、慎重に御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議会事務局長（小川正夫）

これをもって、開会式を終わります。

(午前10時05分 閉 式)

(午前10時05分 開 会)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は25名であります。

○議長（舟橋秀和）

ただいまから令和8年小牧市議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について、本件は会議規則第86条の規定により、議長において、1番 清水隆宏議員、17番 鈴木裕士議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から10月5日までの42日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から10月5日までの42日間と決定いたしました。なお、会期中の日程につきましては、配付いたしましたとおりですので御了承願います。

日程第3、「諸般の報告」について。

本日、議会に提出されました議案については、配付いたしました37件であります。

以上をもって、提出議案の報告に代えます。

次に、今定例会の説明員として、市長、教育長及び代表監査委員のほか、関係職員に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

す。

次に、報告第19号「令和7年度小牧市健全化判断比率」、報告第20号「令和7年度小牧市資金不足比率」、報告第21号及び報告第22号「令和7年度小牧市継続費精算報告書」2件、報告第23号「令和7年度小牧市水道事業会計継続費精算報告書」、報告第24号「令和7年度小牧市土地開発公社決算について」、報告第25号「令和7年度公益財団法人小牧市スポーツ協会事業報告及び収支決算について」、報告第26号「令和8年度公益財団法人小牧市スポーツ協会収支補正予算（第1号）について」、報告第27号「令和7年度一般財団法人こまき市民文化財団事業報告及び収支決算について」、報告第28号「第32期小牧都市開発株式会社事業報告及び決算について」、報告第29号「令和7年度小牧市内部統制評価報告書について」、報告第31号「専決処分について」、以上12件が市長より提出されております。

次に、報告第30号「小牧市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について」が教育長より提出されております。いずれも配付いたしましたとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

次に、「陳情受理の報告」について。

所定の期限までに議長の元に提出されました陳情は、陳情文書表のとおり1件であります。

以上をもって、陳情受理の報告に代えます。

日程第4、「議案及び請願審議」に入ります。

議案第84号から議案第95号までの議案12件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副市長（笹原浩史）

ただいま上程されました議案第84号から議案第95号までの令和7年度小牧市の一般会計、特別会計及び企業会計の決算議案12件につきまして、一括して提案理由とその内容を御説明申し上げます。

この議案につきましては、決算書をはじめ、それぞれ別冊で資料を提出させていただいておりますが、一般会計及び特別会計につきましては、そのうちの令和7年度主要施策成果説明書により説明させていただきます。

まず、提案理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を受けようとするものであります。

それでは、主要施策成果説明書の1ページをお願いいたします。初めに、決算の概要のうち概況であります。

令和7年度の我が国の経済は、賃金が2年連続で5%を上回る上昇率となり、長き

にわたるコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行する段階へ至りました。一方で、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、個人消費は力強さを欠いている状況にあります。また、企業収益も4月から6月の製造業における経常利益が対前年比11.5%減となるなど、米国の通商政策による影響が見られ、今後は中東情勢にも注視する必要があります。

このような状況の中、令和7年度も引き続き小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画に掲げた三つの都市ビジョンの実現に向けた各施策を実施するとともに、市民生活を守り、全世代が安全で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進に努めました。

予算の執行に当たりましては、経費の節減合理化と予算の適正かつ効率的な執行に努めてまいりました結果、本市の一般会計と八つの特別会計を合わせた決算額は、歳入総額は968億3,088万円、歳出総額は939億5,995万円となり、差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、対前年度比2.0%減の19億766万円となりました。

市債につきましては、一般会計と特別会計を合わせた令和7年度末現在高は104億6,025万円となり、前年度末より3億6,723万円の増となりました。基金残高は261億8,596万円となり、前年度末より1億6,869万円の増となりました。

また、主な財政指標につきましては、経常収支比率は前年度に比し1.1ポイント下降して90.1%、財政力指数は前年度と変わらず1.21、実質公債費比率は0.1ポイント下降して0.0%となりました。健全性は維持しているものの、財政の弾力性を示す経常収支比率が高い水準で推移しているため、新たな施策を行う余力が少なくなっている状況であります。

2ページ、3ページをお願いいたします。2ページには会計別決算収支状況を、3ページには会計別繰越事業の一覧を掲載しましたので、御参照いただきたいと思います。

4ページ、5ページをお願いいたします。4ページには上段に会計別市債の状況と下段に基金の状況を、また、5ページには普通会計ベースの主な財政指標として4項目の年度別数値をそれぞれ掲載させていただいております。

7ページをお願いいたします。議案第84号「令和7年度小牧市一般会計歳入歳出決算」についてであります。

総括で御説明申し上げます。

令和7年度の一般会計歳入総額は対前年度比4.1%増の690億8,136万1,092円、歳出総額は4.0%増の665億3,431万1,325円となり、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は16億7,751万4,760円となりました。

歳入決算額では、収入の根幹をなす市税は5.6%、18億9,847万円余増の358億6,414万円余となりました。これは個人市民税が定額減税が終了したことなどにより11.5%、10億5,782万円余の増となったことなどによります。

その他の主な収入では、繰越金が31.6%、11億2,035万円余の減となりましたが、一方で、国庫支出金が22.8%、22億6,647万円余の増、諸収入が29.7%、5億5,670万円余の増となりました。

財源の構造につきましては、自主財源が440億5,243万円余で、構成比は63.8%、前年度に比して0.5ポイント減少しました。また、一般財源につきましては、468億2,341万円余で、構成比は67.8%、前年度に比して0.6ポイント減少しました。

次に、歳出の決算額であります。目的別決算額の構成比では、民生費が302億2,730万円余で45.4%、次いで教育費が83億800万円余で12.5%、土木費が70億4,935万円余で10.6%などとなっております。

令和6年度決算額から大きく増減しているものとしたしましては、教育費が市民会館施設整備事業費の皆減などにより19.1%、19億5,552万円余の減となりましたが、民生費が児童手当支給事業費の増及び物価高対応子育て応援手当支給事業費の皆増などにより6.6%、18億5,836万円余の増、消防費が消防指令センター共同運用事業費の増などにより61.0%、11億5,090万円余の増となりました。

8ページをお願いいたします。歳出の性質別決算額では、人件費をはじめとする義務的経費が309億81万円余で、構成比が46.4%、普通建設事業費と災害復旧費を合わせた投資的経費が62億9,430万円余で9.5%、物件費や補助費等のその他の経費が293億3,919万円余で44.1%となりました。

人件費は、職員給の増などにより3.4%、3億7,187万円余の増となりました。

扶助費は、児童手当の増などにより2.9%、5億3,487万円余の増となりました。

物件費は、暮らし応援商品券事業の皆増などにより7.9%、9億8,071万円余の増となりました。

補助費等は、保育所整備費補助金の皆増などにより7.1%、4億7,562万円余の増となりました。

なお、9ページから13ページには決算状況書表を、14ページから25ページには歳入決算額の状況を、また、26ページから31ページには歳出決算額の状況をそれぞれ掲載させていただいております。さらに、33ページからは、主要な施策の成果を事業ごとに前年度との比較を交えて掲載しましたので御覧いただきたいと思います。

以上で、令和7年度小牧市一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

少し飛んでいただきまして、269ページをお開きいただきたいと思います。議案第85号「令和7年度小牧市土地取得特別会計歳入歳出決算」についてであります。

今年度も引き続き、市有土地の適正管理に努めてまいりました。この結果、歳入歳出決算の総額は1,010万8,174円となりました。

271ページをお願いいたします。議案第86号「令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤をなす制度であります。高齢化の進展や医療の高度化により、1人当たりの保険給付費は増加しており、財政運営は厳しい状況が続いております。

このような中、本年度は、保険税の所得割税率、均等割額、平等割額について、激変緩和措置を講じつつ、県が示す標準保険料率に近づけていく改正を行いました。

また、第3期データヘルス計画に基づき、生活習慣病の重症化予防を目指す糖尿病性腎症重症化予防事業の実施など、保健事業に取り組むとともに、医療費適正化のためジェネリック医薬品の利用促進などの施策を実施いたしました。この結果、歳入総額は116億277万951円、歳出総額は115億4,628万6,126円となり、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は4,238万4,825円となりました。

1枚はねていただきまして、歳入歳出決算額の状況であります。歳入の主なものは、県支出金、次いで国民健康保険税繰入金であります。一方、歳出の主なものは、歳出総額の64.2%を占めております保険給付費、次いで国民健康保険事業費納付金であります。

277ページをお願いいたします。議案第87号「令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

本事業は、平成10年11月に事業認可を得て、平成13年12月に仮換地指定を行い、事業推進に努めてまいりました。今年度も引き続き物件移転補償費及び道水路の新設工事等を実施いたしました。この結果、歳入総額は4億2,910万3,990円、歳出総額は3億7,475万3,591円となり、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3,138万5,399円となりました。

1枚はねていただきまして、令和7年度末の事業の進捗状況につきましては、道路整備率が86.5%、保留地処分率は86.3%となっております。

281ページをお願いいたします。議案第88号「令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

本事業は、平成4年11月に事業認可を得て、平成6年12月に仮換地指定を行い、事業推進に努めてまいりました。今年度も引き続き物件移転補償及び道水路の新設工事

等を実施いたしました。この結果、歳入総額は2億4,134万2,673円、歳出総額は2億1,639万8,785円となり、歳入歳出差引き額は2,494万3,888円となりました。

1枚はねていただきまして、令和7年度末の事業の進捗状況につきましては、道路整備率が95.4%、保留地処分率は93.0%となっております。

285ページをお願いいたします。議案第89号「令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

本事業は、平成7年3月に事業認可を得て、平成10年6月に仮換地指定を行い、事業推進に努めてまいりました。本年度も引き続き物件移転補償及び道水路の新設工事等を実施いたしました。この結果、歳入総額は4億8,577万1,596円、歳出総額は4億3,683万1,498円となり、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は507万98円となりました。

1枚はねていただきまして、令和7年度末の事業の進捗状況につきましては、道路整備率が90.1%、保留地処分率は89.3%となっております。

289ページをお願いいたします。議案第90号「令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

本事業は、令和3年9月に事業認可を得て、令和6年3月に仮換地指定を行い、事業推進に努めてまいりました。本年度は物件移転補償及び樋管設置工事等を実施いたしました。この結果、歳入総額は8,511万8,284円、歳出総額は7,995万4,016円となり、歳入歳出差引き額は516万4,268円となりました。

291ページをお願いいたします。議案第91号「令和7年度小牧市介護保険事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

介護保険事業は、介護を社会全体で支える制度として平成12年に始まりましたが、高齢化の進展により、給付費が増え続けている現状にあります。

本市では、地域包括ケア推進計画に基づき、支え合う場や機会づくり、住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実、安全で暮らしやすい環境づくり、介護サービスの充実と質の向上、介護人材の確保・育成、介護給付の適正化、サービス基盤の強化などに取り組みました。この結果、歳入総額は100億6,341万1,888円、歳出総額は99億9,208万3,068円となり、歳入歳出差引き額は7,132万8,820円となりました。

歳入の主なものは、支払い基金交付金、次いで介護保険料、国庫支出金であります。

1枚はねていただきまして、歳出の主なものは、歳出の92.5%を占めております保険給付費、次いで地域支援事業費であります。

303ページをお願いいたします。議案第92号「令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についてであります。

後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化社会の中で老人保健制度に代わる医療制度として平成20年度に始まりましたが、被保険者数の増加や医療の高度化などに伴い、医療費が増え続けている状況にあります。

本市では、制度の周知に努めるとともに、保険料の徴収などに取り組みました。この結果、歳入総額は48億3,189万9,716円、歳出総額は47億6,922万4,522円となり、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は4,987万5,194円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、次いで繰入金であります。

1枚はねていただきまして、歳出の主なものは、歳出の99.0%を占めております広域連合納付金であります。

307ページをお願いいたします。基金の運用状況であります。

地方自治法第241条第5項の規定に基づき、提出いたしました特定の目的のために定額の資金を運用するための基金は、本市では土地開発基金と収入印紙等購入基金であります。

まず、土地開発基金の令和7年度末の基金総額は45億3,775万8,582円となりました。その運用状況は、土地取得特別会計に3億1,081万8,065円、土地開発公社に22億3,100万円を貸し付けており、運用残額は19億9,594万517円であります。

1枚はねていただきまして、収入印紙等購入基金の令和7年度末の基金総額は1,000万円であります。その運用状況は、最下段であります。旅券交付事業に使用するため、収入印紙等を4,152万5,387円購入いたしましたが、売りさばき等により、令和7年度末の収入印紙等の現在高は443万1,903円であります。

続きまして、企業会計であります。提案理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、議会の認定を受けようとするものであります。

初めに、議案第93号「令和7年度小牧市病院事業決算」についてであります。

企業会計で合冊となっております小牧市病院事業決算書の22ページをお開きいただきたいと思っております。令和7年度小牧市病院事業報告書であります。

我が国は、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中、医師の負担軽減のために働きやすい環境づくりは、医師本人にとってはもとより、患者、国民に対して提供される医療の質、安全を確保する上でも重要であります。

令和7年度は、病院全体の運営や医療機能について、第三者の専門機関である公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を受診し、安全で質の高い医療提供体制の維持に努めました。今後も人材の確保と定着に向けた職場環境の整備と、人

材育成を推進するとともに、尾張北部医療圏の中核病院として、救急医療、がん診療、高次医療を中心に質の高い医療を提供し、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携をさらに密にし、地域において当院に求められる役割を果たしてまいります。

経理状況につきましては、収益的収支では、総収益が252億9,254万8,545円、総費用が268億7,778万7,711円となり、差引き15億8,523万9,166円の純損失となりました。これは、国から医療機関経営支援事業費補助金を受けたものの、それを上回る人事院勧告などによる職員給与費の増加や、物価高騰による材料費の増加によるものであります。

総収益のうち主なものは、入院収益、外来収益で、総費用のうち主なものは、給与費、材料費、経費であります。

また、資本的収支では、資本的収入は13億3,753万2,025円、資本的支出は21億570万5,201円となりました。

収入の主なものは、企業債及び他会計負担金で、支出の主なものは、固定資産購入費及び企業債償還金であります。

続きまして、議案第94号「令和7年度小牧市水道事業決算」についてであります。

企業会計で合算になっております小牧市水道事業決算書の18ページをお開きいただきたいと思います。令和7年度小牧市水道事業報告書であります。

水道事業につきましては、市民生活を支える水道水を安全かつ安定して供給するため、水道施設の維持管理や水質管理を適切に行うとともに、地震災害への備えとして、送水管整備や排水管網の耐震化を計画的に推進してまいりました。

経理状況であります。収益的収支につきましては、総収益は27億9,860万9,867円で、主な収入は水道使用料であります。総費用は27億1,476万2,704円で、主な支出は、減価償却費、受水費であります。

収支差引き8,384万7,163円の純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入は3億3,891万1,374円で、主な収入は、工事負担金、出資金であります。

資本的支出は15億7,826万4,006円で、主な支出は、工事請負費であります。

続きまして、議案第95号「令和7年度小牧市下水道事業決算」についてであります。

企業会計で合算になっております小牧市下水道事業決算書の18ページをお開きいただきたいと思います。令和7年度小牧市下水道事業報告書であります。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び都市浸水被害の軽減を図るため、汚水管の面的整備や雨水幹線の整備などを実施してまいりました。

経理状況であります。収益的収支につきましては、経営改善を図るため、令和7年3月に下水道条例等の改正を行い、令和7年10月1日から下水道使用料の改定を行いました。その影響が4か月間のため、事業運営のために一般会計から補助を受けたことにより、収益、費用ともに29億5,172万7,721円となり、当年度の純利益は0となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入は12億9,607万8,289円で、主な収入は、出資金、企業債補助金であります。

資本的支出は18億3,821万5,540円で、主な支出は、企業債償還金、工事請負費であります。

以上、令和7年度の一般会計、特別会計及び企業会計合わせまして12議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

なお、添付資料といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、監査委員によります歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書などを併せて提出させていただいております。これらを御参照の上、原案どおり御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

次に、議案第96号から議案第111号までの議案16件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長公室長（駒瀬勝利）

ただいま上程されました議案第96号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第96号「小牧市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の制定について」であります。

本議案の御説明の前に、条例制定に至る経緯を御説明させていただきます。

本市では、令和4年2月にハラスメント根絶宣言及びハラスメントに対する基本方針を定め、小牧市職員のハラスメントの防止等に関する要綱の下、市職員を対象に、職場におけるハラスメント防止等に努めてまいりました。しかしながら、昨今、市長や議員など特別職も対象に含めたハラスメント防止に関する条例を定め、より強力に職員の人格、尊厳の保護、そして働きやすい職場環境の確立などを目指す自治体が増えてまいりました。

そこで、本市におきましても、ハラスメント防止の理念のみならず、具体的な対応や措置までを示した実効性の高い条例を制定し、ハラスメントの防止及び排除に積極的に取り組むため、今回条例案を上程させていただくものであります。

それでは、提出理由であります、7ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定めることにより、職員の人格及び尊厳が重んじられ、それぞれの能力を発揮することができる働きやすい良好な職場環境を確立するため、必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。

1として、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定めることにより、職員の人格及び尊厳が重んじられ、それぞれの能力を発揮することができる働きやすい良好な職場環境を確立することを目的とするものであります。2として、ハラスメントの防止等のための指針の制定及びハラスメントの防止等に係る職員等の責務について定め、3として、ハラスメントに関する相談等に対応するため、ハラスメント相談窓口を設置するものであります。4として、ハラスメントに関する相談等に係る事実関係の把握及び整理、その他必要な対応を行うため、ハラスメント対応委員会を置き、5として、市長の諮問に応じ、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題について調査審議するため、小牧市ハラスメント審議会を置くものであります。6として、ハラスメントの事実が確認されたときの対応措置等について定め、7として、カスタマーハラスメントの防止等のための指針の制定及びカスタマーハラスメントに係る職員等の責務について定めるものであります。8として、カスタマーハラスメントに関する相談体制の整備等について定め、9として、この条例は令和8年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第96号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（小川真治）

続きまして、議案第97号及び議案第98号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。議案第97号「小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、10ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

1といたしまして、地方自治法施行規則の改正に伴い、引用する規定の整備を行い、

2として、この条例は令和8年10月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、13ページをお願いいたします。議案第98号「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。14ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、15ページをお願いいたします。

1といたしまして、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における受託者生活環境影響調査の結果等の縦覧手続について、再委託を受けた者等を対象に加えるため、所要の規定の整備を行い、2といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第97号及び議案第98号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、議案第99号につきまして提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。議案第99号「小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。18ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができることとするため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、19ページをお願いいたします。

1といたしまして、利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができることとし、2といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第99号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、議案第100号から議案第105号までの6議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。議案第100号「小牧市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、22ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市立大山保育園を廃止するため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、23ページをお願いいたします。

1 としまして、小牧市立大山保育園を廃止し、2 としまして、この条例は小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行しようとするものであります。

続きまして、25ページをお願いいたします。議案第101号「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、30ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴う基準の整備を行う等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、31ページをお願いいたします。

1 としまして、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う基準の整備を行い、2 としまして、家庭的保育事業者等は児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないこととし、3 としまして、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所または小規模型事業所内保育事業所において、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができることとし、4 としまして、当分の間、小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所における保育士配置について、特例的運用を可能とし、5 としまして、その他所要の規定の整備を行い、6 としまして、この条例は一部の規定を除き、令和8年10月1日から施行し、2は令和8年12月25日から施行しようとするものであります。

続きまして、33ページをお願いいたします。議案第102号「小牧市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、40ページをお願いいたします。この案を提出いたしますの

は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う基準の整備を行う等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料条例案のあらましにより御説明させていただきますので、41ページをお願いいたします。

1 としまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者は、当該特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用について、市が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないものとし、2 としまして、満3歳以上限定小規模保育事業者は、事業所ごとに満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病、その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものに係る利用定員を定めるものとし、3 としまして、満3歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みに係る満3歳以上の小学校就学前子どもの数及び当該事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が当該事業所における利用定員を超える場合には、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう先行するものとし、4 としまして、満3歳以上限定小規模保育事業者は、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、引き続き、当該満3歳以上保育認定子どもを受け入れて、教育保育を提供する連携施設を確保することを要しないものとし、5 としまして、その他所要の規定の整備を行い、6 としまして、この条例は、一部の規定を除き令和8年10月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、43ページをお願いいたします。議案第103号「小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。44ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業者が児童対象性暴力等を防止する等のために必要な措置を講じなければならないこととするため、必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、45ページをお願いいたします。

1 としまして、乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないこととし、2 としまして、この条例は令和8年12月25日から施行しようとするものであります。

続きまして、47ページをお願いいたします。議案第104号「小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

提出理由であります。49ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市立こども園を設置し、その管理について必要な事項を定める等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、50ページをお願いいたします。

1 としまして、この条例は小牧市立こども園（以下「こども園」という）の設置及び管理について必要な事項を定め、2 といたしまして、こども園の名称及び位置を表のとおり定め、3 としまして、こども園の職員及び入園児童について定め、4 としまして、こども園の利用料について定め、5 としまして、この条例は、規則で定める日から施行しようとするものであります。

続きまして、51ページをお願いいたします。議案第105号「小牧市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例及び小牧市特定教育保育施設等における重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。52ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市立こども園を設置し、及び小牧市立第一幼稚園を廃止することに伴い、関係する条例の整備を行うため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、53ページをお願いいたします。

1 としまして、小牧市立こども園の設置及び小牧市立第一幼稚園の廃止に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行い、2 としまして、この条例は小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第100号から議案第105号までの提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、議案第106号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。議案第106号「小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。56ページをお願いいたします。この案を提出いたしますの

は、地方自治法の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、57ページをお願いいたします。

1として、地方自治法の改正に伴い、引用する規定の整備を行い、2として、この条例は令和8年9月24日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第106号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、議案第107号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。議案第107号「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。61ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、条例を適用する区域に大草年上坂地区整備計画区域を加え、当該区域における建築物に関する制限を定めるため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、62ページをお願いいたします。

1といたしまして、建築物の制限を行う区域に大草年上坂地区整備計画区域を加え、2といたしまして、大草年上坂地区整備計画区域における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度を定め、3といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行しようとするものであります。

なお、63ページに位置図を添付させていただきますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第107号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第108号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。議案第108号「小牧市景観条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。66ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、景観法の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきます

ので、67ページをお願いいたします。

1 といたしまして、景観法の改正に伴い、引用する規定の整備を行うものであります。

2 といたしまして、この条例は公布の日、または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第108号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（三品克二）

続きまして、議案第109号及び議案第110号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。議案第109号「小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。70ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、新たな負担区における負担金額を設定するため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、71ページをお願いいたします。

1 として、新たに設定する第17負担区として、藤島町出口ほか4地区を定め、1平方メートル当たりの負担金額は500円とし、2 として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、73ページをお願いいたします。議案第110号「小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定について」であります。

本議案の御説明の前に、条例制定に至る経緯を御説明させていただきます。

現在、本庄・池之内地区で大規模な民間による開発行為が進められており、当該区域は、小牧市公共下水道事業計画の区域外であります。下水道接続の意向から、民間事業者側で下水道工事が進められています。このような下水道事業計画の区域外からの排水流入に関して、下水道事業計画区域内の受益者との公平性を保つため、下水道事業計画区域外で下水道接続をされる土地所有者等に対して、地方自治法第224条の規定に基づく分担金を徴収するため、今回条例案を上程させていただくものであります。

それでは、提出理由であります。76ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、公共下水道の区域外流入に係る分担金の賦課及び徴収について定めるため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げます

ので、77ページをお願いいたします。

1として、この条例は公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、公共下水道の区域外流入に係る分担金（以下「分担金」という）の賦課及び徴収について必要な事項を定め、2として受益者が負担する分担金の額について定め、3として、下水道事業の管理者の権限を行う市長は、分担金を賦課しようとするときは賦課対象区域を定め、これを告示しなければならないこととし、4として、分担金の賦課及び徴収並びに減免について定め、5として、分担金の額の決定の通知をした後に、当該通知に係る受益者が排水区域に含まれることとなったときは、当該受益地に係る下水道事業負担金は賦課しないこととし、6として、この条例は令和8年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第109号及び議案第110号の2議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、議案第111号につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

議案書の79ページをお願いいたします。議案第111号「小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

80ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、小牧市立第一幼稚園を廃止するため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明をさせていただきますので、81ページをお願いいたします。

1といたしまして、小牧市立第一幼稚園を廃止しようとするものであります。2といたしまして、この条例は、小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行するものであります。

以上で、議案第111号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

次に、議案第112号から議案第114号までの議案3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設部長（堀場 武）

ただいま上程されました議案第112号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の83ページをお願いいたします。議案第112号「雨水貯留施設整備工事請負契約の

締結について」であります。

この案を提出いたしますのは、雨水貯留施設整備工事施工に必要なからであります。

内容につきましては、1の工事名は、雨水貯留施設整備工事、2の工事場所は、小牧市大字村中地内、3の工事概要は、貯留施設土工、貯留施設本体工等一式であります。4の請負契約金額は、3億1,020万8,800円、5の請負契約者は、小牧市小牧五丁目711番地、可児建設株式会社、代表取締役、可児憲生であります。6の契約の方法につきましては、7社による制限付一般競争入札を総合評価落札方式により行いました。

なお、参考資料といたしまして、84ページに位置図を添付させていただきましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第112号の提案理由とその内容の説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第113号について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の85ページをお願いいたします。議案第113号「小牧岩崎山前調整池整備工事請負契約の締結について」であります。

この案を提出いたしますのは、小牧岩崎山前調整池整備工事施工に必要なからであります。

内容であります、1の工事名は、小牧岩崎山前調整池整備工事、2の工事場所は、小牧市大字岩崎地内、3の工事概要は、小牧岩崎山前土地区画整理事業2号調整池の整備で、調整池工、流入施設工、放流施設工等一式であります。4の請負契約金額は、7億4,800万円、5の請負契約者は、大日本土木・新栄重機特定建設工事共同企業体、代表者、名古屋市中区錦一丁目19番24号、大日本土木株式会社名古屋支店、支店長、小川晴人氏であります。6の契約の方法につきましては、3社による制限付一般競争入札を総合評価落札方式により行いました。

なお、参考資料といたしまして、86ページに請負契約者の代表者以外の構成員、87ページに位置図を添付させていただきましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第113号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○地域活性化営業部長（落合健一）

続きまして、議案第114号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げ

げます。

議案書の89ページをお願いいたします。議案第114号「小牧市農業公園の指定管理者の指定について」であります。

提出理由でありますが、この案を提出いたしますのは、小牧市農業公園の指定管理者の指定をするため必要があるからであります。

その内容でありますが、1といたしまして、公の施設の名称は小牧市農業公園であり、2といたしまして、指定管理者となる団体の名称はトヨタエンタープライズ、岩間造園、t o m o n i p l u s 共同事業体、3といたしまして、指定の期間は令和10年4月1日から令和15年3月31日までであります。

なお、参考資料といたしまして、90ページに指定管理者となる団体の概要を添付させていただきましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第114号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

次に、議案第115号から議案第118号までの議案4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（長尾正人）

ただいま上程されました議案第115号につきまして、御説明申し上げます。

議案書の91ページをお願いいたします。議案第115号「令和8年度小牧市一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,603万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ730億3,579万2,000円とするものであります。

第2条の継続費の補正、第3条の債務負担行為の補正及び第4条の地方債の補正につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

92ページをお願いいたします。まず、歳入についてであります。

17款2項国庫補助金は2,029万円の減額であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びデジタル基盤改革支援補助金の増額がある一方で、社会資本整備総合交付金の減額によるものであります。

18款2項県補助金は720万3,000円の増額であります。地域学校協働活動推進事業費補助金の減額がある一方で、保育所等給食費軽減対策支援金及び麦類生産技術向上事業補助金の増額によるものであります。

20款1項寄附金は120万円の増額であります。こども夢・チャレンジ推進事業寄附金

として企業様から御寄附をいただいたものであります。

21款 2 項基金繰入金は64万4,000円の減額であります。先ほど御説明しました寄附金の増額に伴い、こども夢・チャレンジ基金繰入金を減額するものであります。

22款 1 項繰越金は1億3,126万5,000円増額であります。前年度繰越金を財源化するものであります。

24款 1 項市債は2,270万円の減額であります。国庫補助金の減額に伴う農業公園整備事業債の減額によるものであります。

93ページをお願いいたします。次に、歳出についてであります。

2 款 1 項総務管理費は1,102万円の増額であります。議案第96号に係るハラスメント審議会委員報酬及び児童クラブ支援員が勤務中に骨折したことによる療養費と補償費を増額するものであります。また、集会施設照明設備LED化事業費補助金及び集会施設建設費等補助金を増額するものであります。

3 款 3 項児童福祉費は1,132万7,000円の増額であります。物価高騰の影響を受ける私立保育園等への支援として、食材費高騰分に対する補助金を計上するものであります。

4 款 1 項保健衛生費は210万円の増額であります。予防接種法施行令の一部改正及び自治体システムの標準化に伴う様式変更に対応するため、健康管理システム修正委託料を増額するものであります。

6 款 1 項農業費は4,247万5,000円の増額であります。麦類の生産技術向上のための指導・助言を受けた団体に対する補助金を計上するものであります。また、農業公園の管理棟の建築工事において、予算額に不足が生じるため、工事費を増額するものであります。

8 款 4 項都市計画費は1,591万2,000円の増額であります。下水道事業において、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国から下水道管路の全国特別重点調査を実施するよう要請があり、点検を実施した結果、緊急度2と判定された箇所について、路面下空洞調査及び管路補修工事を実施するため、下水道事業会計繰出金を増額するものであります。

10款 1 項教育総務費は、市立小学校に通う小学生のうち、重度のアレルギーなどやむを得ない理由により給食の提供を受けることができない児童の保護者に対し、給食に代わる昼食に要する費用の一部を助成するための学校給食非喫食者支援助成金を計上し、その対象児童に係る賄材料費を減額するものであります。

5 項社会教育費は、歳入で申し上げましたこども夢・チャレンジ推進事業寄附金の増額などにより財源振替を行うものであります。

6 項保健体育費は1,320万円の増額であります。南スポーツセンターのグラウンドの照明灯が故障したことによる修繕料及び温水プールの解体に伴う産業廃棄物処理委託料を増額するものであります。

94ページをお願いいたします。次に、第2表継続費補正であります。

農業公園整備関連事業は、歳出で説明いたしましたとおり、予算額に不足を生じるため、増額するものであります。

土地区画整理事業関連整備事業は、文津1号調整池整備工事において、地下水による湧水処理のため工期を延長するとともに、それに伴う仮設機材のリース費用の増額や、スライド条項の適用などにより事業費を増額するものであります。

なお、総額、年割額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、第3表債務負担行為補正であります。市税、電話催告等委託事業から六つ下のヤング健診委託事業は、令和9年4月から業務を委託等するに当たり、その事業者の事前準備期間が必要であることから設定するものであります。

農業公園管理運営委託事業は、指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、その間の委託料の支出が見込まれるため、設定するものであります。

小牧駅周辺整備測量設計委託事業と、95ページをお願いいたします。

都市計画決定図書等作成委託事業は、市道小牧駅西線の道路改良及び駅東駅前広場の再整備を進めるに当たり、必要となる設計業務及び都市計画変更手続について、いずれも委託が翌年度にまたがるため設定するものであります。

なお、期間、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、第4表地方債補正であります。農業公園整備事業は、歳入予算で説明をさせていただきましたとおり、国庫補助金の内示額を踏まえ、限度額を減額するものであります。この補正により、限度額の合計を補正前の34億250万円から2,270万円減額し、33億7,980万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上で、一般会計補正予算の説明とさせていただきますが、別添で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、議案第116号について御説明申し上げます。

議案書の97ページをお願いいたします。議案第116号「令和8年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

継続費の補正であります。第1条継続費の変更は、第1表継続費補正によるものであります。

1号調整池整備事業は、地下水による湧水処理のため工期を延長するとともに、それに伴う仮設機材のリース費用の増額や、スライド条項の適用などにより、事業費を増額するものであります。

なお、総額、年割額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上、議案第116号の説明とさせていただきますが、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、議案第117号につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の99ページをお願いいたします。議案第117号「令和8年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

第1条債務負担行為であります。第1表債務負担行為をお願いします。食の自立支援事業委託事業は、業務を委託するに当たり、受託者の準備期間を確保しようとするものであります。期間を令和8年度から令和9年度まで、限度額を483万4,000円とするものであります。

以上で、議案第117号の説明とさせていただきます。

なお、別添で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので、御参照いただくとともに、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（三品克二）

続きまして、議案第118号について御説明申し上げます。

議案書の101ページをお願いいたします。議案第118号「令和8年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

第2条で令和8年度小牧市下水道事業会計予算、第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入につきましては、第1款第1項営業収益を1,591万2,000円増額し、17億6,722万8,000円に、支出につきましては、第1款第1項営業費用を同額増額し、30億8,942万1,000円にしようとするものであります。これは、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、国から下水道管路に係る全国特別重点調査の実施について要請があり、点検調査を実施した結果、緊急度2と判定された箇所について、路面下空洞調査及び管路補修工事を実施することに伴う増額であります。

以上で、議案第118号の説明とさせていただきます。なお、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

先ほど、議案第110号の提案説明におきまして、条例案のあらましにより内容の説明の中で、5として、分担金の額の決定の通知をした後、当該通知に係る受益者と申し上げましたが、正しくは受益地でありますので、謹んでおわびし訂正申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

ただいま議題といたしております議案第84号から議案第118号までの議案35件の質疑については、後日の本会議において行いますので、御了承願います。

次に、議案第119号及び議案第120号の議案2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副市長（笹原浩史）

ただいま上程されました議案第119号及び議案第120号につきまして御説明申し上げます。

議案書の103ページをお願いいたします。議案第119号「小牧市教育委員会委員の任命について」であります。

この議案は、委員古田重紀氏の任期が令和8年9月30日に満了することに伴いまして、後任者として古田重紀氏を再度任命しようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

なお、参考といたしまして、104ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

105ページをお願いいたします。議案第120号「小牧市公平委員会委員の選任について」であります。

この議案は、委員梶藤和彦氏の任期が令和8年9月30日に満了することに伴いまして、後任者として梶藤和彦氏を再度選任しようとするものであり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

なお、参考といたしまして、106ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第119号及び議案第120号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

(「なし」の声)

発言なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

○23番(河内伸一)

ただいま上程中の議案については、委員会付託を省略し、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

(「賛成」の声)

○議長(舟橋秀和)

ただいま河内伸一議員より動議が出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

(「なし」の声)

発言なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第119号については、これを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第119号「小牧市教育委員会委員の任命について」は同意されました。

議案第120号については、これを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第120号「小牧市公平委員会委員の選任について」は同意されました。

次に、請願第2号及び請願第3号を一括して議題といたします。

所定の期限までに受理いたしました請願は2件であります。

会議規則第138条第1項の規定により、請願文書表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま委員会付託といたしました請願２件は、会議規則第43条第１項の規定により、９月14日までに審査を終わるよう期限を付したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、請願２件については、９月14日までに審査を終わるよう期限を付することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程については全部終了いたしました。

次の本会議は、９月２日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

(午前11時27分 散 会)

令和 8 年小牧市議会第 3 回定例会議事日程（第 1 日）

令和 8 年 8 月 2 5 日午前 1 0 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

(番 議員)

(番 議員)

第 2 会期の決定

(日間)

第 3 諸般の報告

1 提出議案の報告

2 説明員出席要求者の報告

3 令和 7 年度小牧市健全化判断比率（報告第 1 9 号）

4 令和 7 年度小牧市資金不足比率（報告第 2 0 号）

5 令和 7 年度小牧市継続費精算報告書（報告第 2 1 号・報告第 2 2 号）

6 令和 7 年度小牧市水道事業会計継続費精算報告書（報告第 2 3 号）

7 令和 7 年度小牧市土地開発公社決算について（報告第 2 4 号）

8 令和 7 年度公益財団法人小牧市スポーツ協会事業報告及び収支決算について
（報告第 2 5 号）

9 令和 8 年度公益財団法人小牧市スポーツ協会収支補正予算（第 1 号）について
（報告第 2 6 号）

1 0 令和 7 年度一般財団法人こまき市民文化財団事業報告及び収支決算について
（報告第 2 7 号）

1 1 第 3 2 期小牧都市開発株式会社事業報告及び決算について（報告第 2 8 号）

1 2 令和 7 年度小牧市内部統制評価報告書について（報告第 2 9 号）

1 3 小牧市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
の結果に関する報告書について（報告第 3 0 号）

1 4 専決処分について（報告第 3 1 号）

1 5 陳情受理の報告

第 4 議案及び請願審議

自 議案第 8 4 号 } 上程・提案説明
至 議案第 9 5 号 }

自 議案第 9 6 号 } 上程・提案説明
至 議案第 1 1 1 号 }

自	議案第 1 1 2 号	}	上程・提案説明
至	議案第 1 1 4 号		
自	議案第 1 1 5 号	}	上程・提案説明
至	議案第 1 1 8 号		
	議案第 1 1 9 号	}	上程・提案説明・質疑・委員会付託（省略）・ 討論・採決
	議案第 1 2 0 号		
	請願第 2 号	}	上程・委員会付託
	請願第 3 号		

令和8年小牧市議会第3回定例会会期日程（案）

令和8年8月25日午前10時 開議

月	日	曜	会議種別	開議時刻	事 項
8	25	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案上程・提案説明（人事案件は質疑・委員会付託（省略）・討論・採決）、請願上程・委員会付託
	26	水	休 会		（議案精読）
	27	木	休 会		（議案精読）
	28	金	休 会		（議案精読）
	29	土	休 会		
	30	日	休 会		
	31	月	休 会		（議案精読）
9	1	火	休 会		（議案精読）
	2	水	本 会 議	午前10時	一般質問
	3	木	本 会 議	午前10時	一般質問
	4	金	本 会 議	午前10時	一般質問、質疑・委員会付託
			委 員 会	本会議終了後	予算決算委員会
	5	土	休 会		
	6	日	休 会		
	7	月	委 員 会	午前10時	総務委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会総務分科会
	8	火	委 員 会	午前10時	福祉厚生委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会福祉厚生分科会
	9	水	委 員 会	午前10時	文教建設委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会文教建設分科会
	10	木	休 会		（委員会予備日）
	11	金	休 会		
	12	土	休 会		
	13	日	休 会		
	14	月	委 員 会	午前10時	予算決算委員会

月	日	曜	会議種別	開議時刻	事 項
9	15	火	本 会 議	午前10時	委員会審査報告・質疑・討論・採決
	16	水	休 会		
	17	木	休 会		
	18	金	休 会		
	19	土	休 会		
	20	日	休 会		
	21	月	休 会		(敬老の日)
	22	火	休 会		(国民の休日)
	23	水	休 会		(秋分の日)
	24	木	休 会		
	25	金	休 会		
	26	土	休 会		
	27	日	休 会		
	28	月	休 会		
	29	火	休 会		
	30	水	休 会		
10	1	木	休 会		
	2	金	休 会		
	3	土	休 会		
	4	日	休 会		
	5	月	本 会 議	午前10時	常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任

請 願 文 書 表 (第3回定例会第1日)

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願文	紹介議員	付 託 委員会
2	R8.7.17	「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	別紙1	河内 伸一 小川真由美 安江美代子 加藤 晶子	文教建設
3	R8.8.6	小牧市東部地区の学校再編計画に関する拙速な実施の延期を求める請願書	別紙2	大上 利幸 清水 隆宏 安江美代子 山田美代子	文教建設

(概要版)

(別紙 1)

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求める請願書

(件名) 「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

(趣旨) 貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、2028年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学校編制標準が段階的に35人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも50人引き下げられることとなりました。また、小学校4年生の教科担任制の拡大や小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が100人から50人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級については、保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上要請されています。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

(請願事項)

1. 「新たな『定数改善計画』」を十分な予算とともに確実に実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

令和8年7月17日

小牧市議会議長 舟橋 秀和 様

提出者 〃〃〃

(概要版)

(別紙 2)

小牧市東部地区の学校再編計画に関する
拙速な実施の延期を求める請願書

(件名) 小牧市東部地区の学校再編計画に関する拙速な実施の延期を求める請願について

(趣旨) 小牧市東部地区で進められている学校再編計画について、令和9年4月という短期間での実施は、地域住民および児童生徒に深刻な混乱を招くことが懸念されます。特に、児童が友人関係や学校コミュニティから分断されることによる精神的負担は大きく、教育的配慮が著しく不足しています。つきましては、以下の理由により、計画の延期を強く求めます。

1. 児童の分断による心の負担と教育的影響

本計画では、これまで同じ学び舎で育んできた大城小学校の児童が、居住地によって機械的に「桃花台西小学校」と「桃花台東小学校」の2校（統合後の想定エリア）に引き裂かれる内容となっています。これにより、子どもたちが長年築いてきた友人関係や学級の一体感が失われ、児童が「友だちと離れる不安」「新しい環境への恐れ」を抱えています。友人関係や地域コミュニティを大人の都合で分断することは、児童の精神的発達や学校生活に多大な負担を強いるものであり、教育的配慮に欠けています。教育の継続性と安心感が損なわれることは、子どもの成長に深刻な影響を与えます。

2. 2年弱という短すぎる準備期間と安全検証の不足と精神的負担

スクールバスの運行体制、部活動や児童クラブの移行、新しい学校での集団生活への適応な期間など、検証すべき課題が山積しているにもかかわらず、わずか2年弱での強行は拙速に過ぎ、児童・保護者・教職員すべてに過度な負担を強いるものです。特に児童にとっては、「友だちと離れる」「慣れない環境に移る」ことが心の安定を揺るがす要因となります。十分な準備期間と心理的支援が不可欠です。

以上の理由から、行政主導の強硬な統廃合計画を一旦立ち止まり、当事者である保護者や地域住民の声に真摯に耳を傾け、十分な議論を尽くすことを強く求めます。

(請願事項)

1. 令和9年度（2027年度）に予定されている小牧市東部地区の小中学校再編計画の実施を一旦延期し、十分な準備期間を確保すること。
2. 保護者および地域住民との対話を形式的なものにせず、合意形成に向けた丁寧な説明会や協議の場を再度設けること。

令和8年8月6日

小牧市議会議長 舟橋 秀和 様

(概要版)

提 出 者

共同代表